

破産免責の許否を条件とする 判決が言い渡された事例

(名古屋地判令和6年3月6日判タ1525号220頁)

谷口哲也

事実の概要⁽¹⁾

Xは、横断歩道を歩行中にYが運転していた自動車（免許停止中）と接触したとして、その事故によって生じた損害の賠償を求め、訴えを提起した。Yは、本件訴訟の係属中に、名古屋地方裁判所に（自己）破産手続開始及び免責許可の申立てをした（判タ1525号224頁〔解説〕からは、同時廃止型事件であることがうかがえる）。そして、本件訴訟において、Xの損害賠償請求権が免責許可決定の効力により免責されるべきものであると主張した。これに対し、Xは、故意又は重大な過失により加えた人の身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権であるから、破産法253条1項3号の非免責債権に該当すると反論した。本判決言渡し当時、破産手続は開始していない。

判旨

1 非免責債権該当性について

「被告は、本件事故当時、免許停止中の運転という故意行為をなし、そのまま、本件事故を生じさせた。しかし、本件事故の直接の原因は、横断歩道歩行中の原告を看過したという過失であり、自動車運転手として基本的な注意義務に違反しているとはいえ、重大な過失であるとまではいいがたく、無

(1) 判タ1525号220頁〔解説〕も参照。

免許であったことにより本件事故が生じたり、原告の損害が増加したりしたとまではいえない。

そうすると、被告の原告に対する不法行為は、故意又は重大な過失により人の身体を害したものともいえない。

よって、原告の被告に対する損害賠償請求権は、前記破産手続の中で免責許可決定が確定したときは、同許可決定の効力を受けるものであり、被告は、その責任を免れるものと認められる。」

2 破産申立て及び免責の効果と主文について

(1) 「訴訟係属中に当事者が破産を申し立てたときは、受訴裁判所は、免責の判断がなされる前に本案に関する心証形成ができていたとしても、将来、免責の抗弁が主張される蓋然性があるものとして、事実上、破産裁判所が免責の判断をすることを待たなければならないものとする、破産手続が長期化した場合、当事者に対し、訴訟係属状態を徒に長く強いることとなるし、その間に受訴裁判所の構成が後退する可能性も考慮すると、適切な心証形成に基づく判断が阻害されかねない。」

「受訴裁判所は、被告に破産管財人が選任されたことや、中止命令がなされたこと等が判明した場合を除き、単に破産申立てがなされたという段階であるのであれば、本案の判断をすることが可能である。本件では、被告の破産申立ては、本件の口頭弁論終結時には、まだ開始しておらず、かつ、本判決言渡し時にも開始していないから、判決言渡日において、本案の判断が可能である。」

(2) 「非免責債権に該当すると判断したときは、免責許可決定が確定しても、その効果が及ばないから、免責に関する判断を待つまでもなく、単純な給付判決を言い渡すべきこととなる。」「非免責債権に該当しない債権であると判断した場合でも、免責が許可されなかったときは、給付判決を言い渡すことができるが、このときは、免責が許可されないことを条件とする給付判

決を言い渡すべきこととなる。」

「非免責債権に該当しない破産債権について、免責許可決定が確定したときは、債権の四つの効力（給付保持力・請求力・訴求力・執行力）のうち、給付保持力のみ認められ、任意履行はもちろん、裁判上の履行請求や強制執行が許されない、いわゆる自然債務になるものと解される。」「給付保持力は、債務者から任意弁済がなされた場合、どこまでが不当利得にならないのかという範囲を定めるものであり、債務者からの履行態度に関わらず観念し得る。そうであるならば、非免責債権に該当しない債権について、免責許可決定が確定した場合、債権者からの履行を求めることができる給付判決を言い渡すことはできないとしても、給付の訴えには訴訟物たる権利関係についての確認の訴えが包含されるとの、債務不存在確認請求に対する給付の訴えの反訴があった場合の訴えの利益に関する一般的な見解や、可能な範囲で有利な結論を求めるという原告の合理的意思解釈を踏まえると、給付の訴えに対し免責の問題が出た場合、質的一部認容として、」「免責が許可されないことが確定することを条件とする給付判決と、免責許可決定が確定することを条件とする給付保持力の範囲を確定する利益は残るものと解することが相当である。」

(3) 「債務者が応訴している以上、任意弁済の意欲がないことは明らかになっていることから、何の効力もない債権であるとして棄却するということも考えられるが、そうであるならばそもそも訴えを却下すべきであるし、給付保持力があるにもかかわらず棄却判決が言い渡された場合、既判力の効果を訴訟法上の効果に限るものと解するとしても、訴訟手続上、給付保持力も含めた債権債務関係の不存在が確定することとなり、事後的に、自然債務となった債務に対する弁済について不当利得であると主張して返還を求めてきた場合、信義則や非債弁済の適否はともかく、訴訟法上は、本件の判決の既判力によって、債権債務関係の不存在が確定していることとなってしまうので、原告の立場が不安定なものとなり、給付保持力を認めるという建前に反

する。

また、免責の問題が出るかどうか不確定な段階で確認判決を出すことは、現在の確認の利益との関係で問題となり得るが、自然人の破産の場合、特段の意思表示がなければ、免責の問題が生じることは法律上確実にしているうえに（破産法248条4項）、本件で、被告は、そのような意思表示をしていない。そうすると、破産申立てがなされた現時点で、何らかの免責に関する判断がなされることを前提とする判断を行うことは、現在の法律関係に照らし、確実なものとして解される。」

(4) 「債務者が破産の申立てをし、免責の問題が法律上現実化している段階では、免責の判断を待つまでもなく、以下のような主文を言い渡すことが可能かつ相当であり、本件において、原告及び被告は、かかる見解に対し、同意した。

ア 非免責債権に該当するとの判断をした場合 通常の給付判決

イ 非免責債権に該当しないとの判断をした場合 現在申し立てている破産申立事件において、免責が許可されないことを条件とする給付判決及び免責許可決定が確定した場合に給付保持力の範囲を確認する確認判決」

(5) 「本件は、上記(4)イの場合に該当するので、免責が許可されないことを条件とする給付判決と、免責許可決定が確定した場合に給付保持力〔給付受領権〕の範囲を確認する確認判決を言い渡すことが相当である。」

3 訴訟費用の負担について

「破産申立てがなされている点を踏まえ、民訴法64条ただし書きを適用し、全部原告に負担させることと」する。

研究

1 本判決の意義

本判決の意義は、次のとおりである。すなわち、裁判所が、破産申立てをした Y から提出された将来の破産免責という抗弁に応じ、X の債権が破 253 条 1 項ただし書 3 号の非免責債権に該当しないと判断したうえで（判旨 1）、「免責が許可されないことを条件とする給付判決及び免責許可決定が確定した場合に給付保持力の範囲を確認する確認判決」（判旨 2（5））という条件付の判決を言い渡した点である。「実務上、破産手続の帰趨を待つために訴訟手続が膠着せざるを得ない状況が生じているところであるが、自然人破産の多くを占め、かつ、申立てから開始までの間が長期化しやすい同時廃止型事件の場合における、解決策の一つを示したもの」と評されている（4 も参照のこと）⁽²⁾。

2 破産免責の効果

本判決は、次のように判示する。「非免責債権に該当しない破産債権について、免責許可決定が確定したときは、債権の四つの効力（給付保持力・請求力・訴求力・執行力）のうち、給付保持力のみ認められ、任意履行〔請求〕はもちろん、裁判上の履行請求や強制執行が許されない、いわゆる自然債務になるものと解される」（判旨 2（2））。請求力が任意履行（請求）、訴求力が裁判上の履行請求、執行力が強制執行と対応関係にある。請求力まで否定されているが、請求力と給付保持力が債権の最小限の力であるから⁽³⁾、不当というべきである⁽⁴⁾。いずれにせよ、自然債務が債務者から任意に履行され

(2) 判タ 1525 号 224 頁〔解説〕。

(3) 奥田昌道＝佐々木茂美『新版 債権総論 上巻』（判例タイムズ社、2020 年）98 頁、中田裕康『債権総論〔第 5 版〕』（岩波書店、2025 年）82 頁。

(4) 「任意の履行請求をすることすらできない場合（いわゆる道義上の約束）は、法律上の債権とはいえない」（奥田＝佐々木・前掲注(3) 101 頁（注 2））。

たときは、債権者は給付を保持することができる。

破産免責の効果（破253条1項本文にいう「その責任を免れる」の意義）については、債務消滅説が有力に主張されている⁽⁵⁾。しかし、通説は自然債務説であり⁽⁶⁾、（最高裁）判例も同説に親和的である⁽⁷⁾。（下級審）裁判例には自然債務であることを明言するものがあり⁽⁸⁾、本判決もその一つである。思うに、債務消滅説に立つまでもない。なぜなら、債務消滅説の根拠は、債権者が債権者からの圧力に屈して任意弁済をしてしまう事態を回避する点にあるが⁽⁹⁾、任意性を厳格に解することで対処できるから、である⁽¹⁰⁾。

3 破253条1項ただし書3号該当性

破253条1項ただし書各号に該当する請求権（非免責債権）に対しては、破産免責の効果は生じない。本件では、Yから将来の破産免責の抗弁が提出されたのに対し、Xは、その損害賠償請求権が破253条1項ただし書3号の非免責債権に該当すると反論している。同号にいう故意（行為）又は重過失（行為）は、損害発生の直接の原因になっていなければならない⁽¹¹⁾。また、重過失は、故意と同視すべき程度のもと解されている⁽¹²⁾。

(5) 兼子一『強制執行法・破産法〔新版〕』〔法律学講座双書〕（弘文堂、1964年）267頁、山本和彦＝中西正＝笠井正俊＝沖野眞巳＝水元宏典『倒産法概説〔第2版補訂版〕』（弘文堂、2015年）559-560頁〔山本〕、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第6版〕』（有斐閣、2025年）832-834頁。

(6) 山木戸克己『破産法』〔現代法律学全集〕（青林書院新社、1974年）300頁、杉山悦子「免責の効力と非免責債権」竹下守夫＝藤田耕三〔編集代表〕『破産法大系第3巻破産の諸相』（青林書院、2015年）69頁。

(7) 自然債務説に親和的なものとして、最判平成9年2月25日判時1607号51頁、最判平成11年11月9日民集53巻8号1403頁、最判平成30年2月23日民集72巻1号1頁。

(8) 横浜地判昭和63年2月29日判時1280号151頁、等。

(9) 山本ほか・前掲注(5)559-560頁〔山本〕、伊藤・前掲注(5)834頁。

(10) 杉山・前掲注(6)69頁。破産免責とは異なる局面ではあるが、最判平成18年1月23日民集60巻1号228頁を参照のこと。

(11) Vgl. *Stürner/Eidenmüller/Schöppmeyer* (Hrsg.), *Münchener Kommentar zur Insolvenzordnung*, 4.Aufl., 2019 ff. § 302 RdNr.13 (*Stephan*).

(12) 小川秀樹〔編著〕『一問一答 新しい破産法』（商事法務、2004年）347頁。

本件において Y は無免許運転をし、交通事故を起こしている。しかし、「本件事故の直接の原因は、横断歩道歩行中の原告を看過した」点にある。「無免許であったことにより本件事故が生じた」わけではない（以上、判旨 1）。このような理由から、破 253 条 1 項ただし書 3 号に該当しないという結論が導かれている。反対する理由はない¹³⁾。

4 条件付の判決が出された理由

(1) 将来の破産免責を待って判決を出そうとするならば¹⁴⁾、次の弊害が生じる。すなわち、①破産手続（破産手続開始手続も含む）が長期化した場合、「当事者に対し、訴訟係属状態を徒に長く強いることになる」¹⁵⁾。②受訴裁判所の構成が変わる可能性もあり、「適切な心証形成に基づく判断が阻害されかねない」（以上、判旨 2（1））。

(2) 将来の破産免責を考慮しないで給付判決を出すことはできなかった

(13) 伊藤・前掲注(5) 838 頁（注 66）は、「確かに、免停中であったことは、事故についての過失の評価そのものにかかわる事実ではないが、債務についての責任を免れさせるという免責の効果を考えれば、注意義務違反に関する総合評価として重大性を肯定することもできよう」という。「人の生命又は身体を害する不法行為」が「故意又は重過失」による場合に限定されている趣旨——「いかに人の生命、身体にかかわるものでも、軽過失のようなものまで含めると非常に範囲が広がってまいります」。伊藤眞＝松下淳一＝山本和彦〔編〕『新破産法の基本構造と実務』（有斐閣、2007 年）546 頁〔小川秀樹発言〕——に鑑みて、伊藤説には与し得ない。

(14) ただし、破産債権が届け出られた場合で、かつ、異議等（破産者からの異議は除く）がないときは、破産手続開始と同時に中断した破産債権に関する訴訟（破 44 条 1 項）は当然に終了する。伊藤眞＝岡正晶＝田原陸夫＝中井康之＝林道晴＝松下淳一＝森宏司〔条解破産法〔第 3 版〕〕（弘文堂、2020 年）935 頁。

(15) 木納敏和「同時破産廃止及び免責決定と破産債権の行使をめぐる諸問題」判タ 885 号（1995 年）22-23 頁も、次のように主張する。「訴訟手続を速やかに進行させるべきである」。「訴訟手続を停止すべき理由は存在しない」。なぜなら、①「被告に破産宣告がなされるか否か、あるいは免責決定がなされるか否かは全く不確定な状況にあり、破産裁判所の判断を先取りしたうえで将来免責決定がなされることを前提に〔訴訟〕手続の進行を決定することはできない」、②「免責決定確定の効果は、将来に向かって効力を生じるもので、破産の申立時はもとより破産宣告時まで遡及することもない」ため、「〔被告の〕抗弁事由となる余地はなく、かえって債権者の権利の実現を裁判所の運用で妨げる結果となる」からである。

のか。これを行わなかった理由として、次の二点が考えられる。

①給付判決が出てしまえば、Xは、これを債務名義（民執22条1号又は2号）にして、Yに関する破産手続開始決定が出る前に、Yに対し強制執行をかける可能性がある⁽¹⁶⁾。

②免責許可決定が確定した後は、次のような展開を想定し得る。すなわち、通説は債務名義の重複を認めるため⁽¹⁷⁾、破産債権者表（債務者からの異議がない限りは債務名義になる〔破221条〕）が作成された場合でも、Xは給付判決に基づき強制執行をすることができる。これに対し、Yの側から請求異議の訴えを提起し、免責許可決定の存在が主張される。他方で、Xは、破253条1項ただし書3号所定の非免責債権に該当することを主張する⁽¹⁸⁾。このように、Xの権利が非免責債権に該当するか否かが争われるため⁽¹⁹⁾、紛争の一回的解決が図られない⁽²⁰⁾。

(3) このような背景のもとで、条件付の判決を出すことにより、①免責を待って判決を言い渡す場合、②単純な給付判決を言い渡すこととした場合

(16) 棚橋洋平「判批〔本判決〕」速報判例解説（新・判例解説 Watch）37号（2025年）155頁。

(17) 兼子一『増補 強制執行法』（弘文堂、1955年〔再増補〕）70頁、菊井維大『強制執行法（総論）』〔法律学全集〕（有斐閣、1976年）37頁、中野貞一郎＝下村正明『民事執行法〔改訂版〕』（青林書院、2021年）172頁（注4）。新名義の効力だけを肯定する文献として、加藤正治『強制執行法要論』（有斐閣＝弘文堂、1936年〔第3版〕）23頁。

(18) 前訴判決（給付判決）の理由中で破253条1項ただし書3号所定の非免責債権に該当しない旨を記しても、既判力は生じない（民訴114条1項、参照）。それ故に、本文の主張をすることができる。判タ1525号223頁〔解説〕、参照。

(19) 破産債権者表に基づく強制執行の場合においては、非免責債権であることが明らかでない限りは、執行文の付与を申し立てても拒絶される可能性が高いので（最判平成26年4月24日民集68巻4号380頁、参照）、訴えを提起しなければならない（給付訴訟説と確認訴訟説が存在する）。しかし、既に給付判決を得ているのだから、訴えの利益を否定すべきである。ただし、旧債務名義失効説（加藤・前掲注(17)23頁）に依拠するならば、この限りではない。

(20) 川嶋隆憲「判批〔本判決〕」速報判例解説（新・判例解説 Watch）37号（2025年）220頁。判タ1525号223頁〔解説〕、棚橋・前掲注(16)155頁、伊藤・前掲注(5)836頁（注61）も参照。

のそれぞれに生じる問題の克服を試みたのではないかと推察し得る⁽²¹⁾。

(4) ところで、免責許可決定が確定した場合は債権の訴求力が消滅するので、Xの訴えは、その利益を欠き、却下されるはずである⁽²²⁾。しかし、受訴裁判所は、「給付保持力の範囲を確認する判決」を言い渡している。その理由はどこにあるのか。判旨2(3)は棄却判決の場合を想定したものであるが、これを頼りに、次のように推察し得る。仮に「免責許可決定が確定した場合に訴えを却下する」判決が言い渡された場合は、Xの請求権の存在が確認されていない。それ故に、「自然債務となった債務に対する弁済について不当利得であると主張して返還を求めてきた場合」は、「原告の立場が不安定なものとなる」。これを回避するために、訴えを却下するのではなく、給付保持力の範囲を確認しているのかもしれない。

(5) Xは無条件の給付判決を訴求したが、「条件付」の給付／「確認」判決という質の一部認容判決が言い渡されている。処分権主義の一端が現れる民訴246条に違反するのだろうか、が問われる。同条の解釈に際しては、①原告の合理的な意思に反しないか、②被告にとって不意打ちにならないか、という視点から検討される⁽²³⁾。本件においては、X及びYに対し受訴裁判所の見解が示され、両者の同意があるので(判旨2(4))、①②のいずれにも抵触しない(Yの同意がなくても、②に抵触しないと解すべきである⁽²⁴⁾)。なぜなら、②の視点は、請求(全部)認容の場合の不利益の上限を被告に示す、という民訴246条から導かれるが⁽²⁵⁾、本判決はXの訴求した内容の上

(21) 川嶋・前掲注(20) 221頁。

(22) 秋山幹男＝伊藤眞＝垣内秀介＝加藤新太郎＝高田裕成＝福田剛久＝山本和彦『コンメンタール民事訴訟法Ⅲ〔第2版〕』(日本評論社、2018年)96頁、伊藤眞『民事訴訟法〔第8版〕』(有斐閣、2023年)188頁。

(23) 山本弘＝長谷部由起子＝松下淳一〔著〕／林昭一〔補訂〕『民事訴訟法〔第4版〕』〔有斐閣アルマ〕(有斐閣、2023年)309頁〔松下〕。

(24) (給付の訴えに対する確認判決に限定した記述であるが)不明明であると評する文献として、伊東俊明「判批〔本判決〕」法教538号(2025年)111頁。

(25) 山本ほか・前掲注(23)309頁〔松下〕。

限を超えないから、である)。つまり、民訴246条違反はない⁽²⁶⁾。仮にXの同意がなかった場合は、その現実の意思を認定しなければならない(解釈による合理的意思の認定は、すべきでない)⁽²⁷⁾。なぜなら、成立する余地のない将来の破産免責の抗弁が受け入れられ、一部認容判決が言い渡されるとは思わないからである(①に引かかる)⁽²⁸⁾。

5 検討

(1) 「免責が許可されないことを条件とする給付判決」(判旨2(5))に基づく強制執行に際しては、単純執行文と事実到来執行文のいずれが必要なのか。事実到来執行文の場合は、「請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る」ものでなければならない(民執27条1項)。この「事実」とは、①債務名義に掲げられ、②その事実の存在につき債権者が証明責任を負うもの(ただし、民執30条、31条を除く)、をいう⁽²⁹⁾。②は、債権者がその事実到来後即時の給付を求める訴えを提起するとすれば、債権者が証明責任を負担すべき事実である⁽³⁰⁾。そして、いかなる事実について証明責任を負担するかは、

(26) 川嶋・前掲注(20)222頁、(給付の訴えに対する確認判決に限定した記述ではあるが)伊東・前掲注(24)111頁。伊藤・前掲注(5)836頁(注61)も参照。棚橋・前掲注(16)155頁は、「[Xの]「同意」に[略]条件付判決を求める意図[現実の意思]を読み込むことができるか、疑問が残る」という。給付の訴えに対する確認判決の可否については、民訴246条違反と解する文献(兼子一[原著]『注解民事訴訟法〔第2版〕』(弘文堂、2011年)1343頁[竹下守夫]、山本ほか・前掲注(23)310頁[松下])もある。しかし、原告が確認判決を求める意思を有している場合は、①に抵触しないので、確認の利益がある限り、確認判決をしてよい(被告への不意打ちもないため、②にも抵触しない)。以上、棚橋・前掲注(16)156頁参照。

(27) 棚橋・前掲注(16)155頁、(給付の訴えに対する確認判決に限定した記述ではあるが)伊東・前掲注(24)111頁、参照。これに対し、川嶋・前掲注(20)222頁は、「合理的意思解釈として[略]かかる判決[一定の制約の付いた判決]を求める意思が認められる必要がある」と記述する。

(28) 棚橋・前掲注(16)155頁、川嶋・前掲注(20)222頁(ただし、前掲注(27)、参照)。

(29) 兼子・前掲注(17)110頁、石川明=小島武司=佐藤歳二[編]『注解民事執行法 上巻』(青林書院、1991年)248頁[大島隆明]。①は、例外もある(石川ほか・前掲書245頁[大島])。

(30) 菊井・前掲注(17)104頁。

一般原則に準拠して決せられる³¹⁾。免責不許可は、Xの証明すべき事実に該当しない。なぜなら、破253条1項本文は責任（又は債務）の消滅に関する規定であり、Yに有利なものだからである。したがって、事実到来執行文は必要ない。単純執行文でよい。

免責不許可決定は、執行機関が職権でその有無を調査すべき（解釈上の）執行開始要件でもない³²⁾。仮に執行開始要件と解するならば、免責不許可決定の証明責任がXに課される結果になるから、である（免責不許可はXの証明すべき事実に該当しない）。また、免責許可決定は執行障害に当たらないので³³⁾、本件において免責不許可決定の不存在を執行障害と解することもできない。

以上から、Xは、Yに関する破産手続開始決定の前にも、単純執行文の付与を受け、Yに対し強制執行をかけることができる。この限りでは、無条件の給付判決が言い渡された場合と同じである。しかし、違いもある。すなわち、Yは、Xの（適法かつ不当な）強制執行に対し、その終了前は、請求異議の訴えを提起し、免責不許可決定が出ていない旨を主張すること／その終了後は、不当利得の返還を請求すること、ができる。また、免責許可決定後の強制執行に対して請求異議の訴えが提起された場合は、条件付給付判決に照らし、非免責債権であるか否かは争点にならない（Yは免責許可決定の確定だけを主張・立証すればよい）。この点に、条件付給付判決を出すメリッ

31) 菊井・前掲注(17)104頁、石川ほか・前掲注(29)245-246頁〔大島〕。

32) 解釈上の執行開始要件として、次のものがある／主張されている（いた）（以下、菊井・前掲注(17)137-138頁参照）。①旧民訴法の適用下において、民執31条（当時は存在しない）所定の要件（兼子・前掲注(17)110頁、岩野ほか〔編〕・前掲書264頁以下〔丹野〕、等）。②官庁の許・認可（岩野徹＝西村宏＝井口牧郎＝宮脇幸彦〔編〕『注解強制執行法(1)』（第一法規、1974年）267頁〔丹野達〕。これに対し、競売を許す条件と解するのは、菊井・前掲注(17)138頁。民執27条1項の「債権者の証明すべき事実」と解する見解として、鈴木忠一＝三ヶ月章〔編〕『注解民事執行法(1)』（第一法規、1984年）530頁〔町田顕〕）。③執行の種類によっては、一定の事実の存在（例えば、不作為義務の間接強制について、最判平成17年12月9日民集59巻10号2889頁）。

33) 大阪高決平成6年7月18日高民集47巻2号133頁から当然に導かれる結論である。

トがある。だが、Yの「抗弁である免責許可決定の確定は将来の事象であって現在は成立しないから、本来Xとしては敗訴するはずがない」⁽³⁴⁾。裁判所がX及びYに示した見解（判旨2(4)）は、Yの抗弁を前提にしている点で不当と言わざるを得ない。

（適法かつ正当な）強制執行の危険に対しては、Yは、訴訟の係属中、破24条1項3号の中止命令を申し立てることができる⁽³⁵⁾。判決言渡し後の強制執行に対しては、破24条1項1号又は破25条の保全処分に対処すればよい。これが間に合わなくても、執行行為の否認（破165条）がある⁽³⁶⁾。

(2) 受訴裁判所は、将来の免責許可決定を考慮して、「免責許可決定が確定した場合に給付保持力の範囲を確認する確認判決」（判旨2(5)）を言い渡している。確認の利益との関係で、次の点を検討しなければならない。すなわち、「①現在の、②権利・法律関係の、③積極の確認」という「一応の基準」が要求されているが（対象選択の適切性）⁽³⁷⁾、本判決は、将来の給付受領権を確認していると解されるので⁽³⁸⁾、①に引っかかるのではないか。

確かに、対象の選択が適切ではないときは、確認の利益を否定する方向に傾く。しかし、決定的なのは即時確定の必要——確認判決をすべき必要性が

(34) 棚橋・前掲注(16)155頁。なお、木内・前掲注(15)23頁の論拠——免責の効果は遡及しないから抗弁事由にならない——は当を得ない。仮に遡及するものであっても、現時点では免責が出ていないからである。

(35) 棚橋・前掲注(16)155頁。

(36) 棚橋・前掲注(16)155頁。

(37) 高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 上〔第2版補訂版〕』（有斐閣、2013年）367頁以下。

(38) 川嶋・前掲注(20)222頁。棚橋・前掲注(16)156頁（注4）は、「〔①〕本判決は、〔略〕確認対象を現在の権利関係であるとするものの、〔②〕将来の抗弁を織り込んで権利関係を確定させている以上、将来の権利関係を確定させているのではないか」という。①は、判旨2(3)の「現在の確認の利益」、「現在の法律関係」という言葉に引きずられているように思える。前者は「現在、将来の権利・法律関係を確定する利益」を意味していると解される。後者は、文意から確認対象ではないことが読み取れる（ただし、この文には主述のねじれがある）。

現に認められるか⁽³⁹⁾——であり⁽⁴⁰⁾、例外を許容する余地もある。即時確定の必要は、①原告の求める法的地位が十分に具体化・現在化されているかどうか、②被告の態度や行為の様相が、そうした原告の地位に対して危険又は不安を生じさせているといえるかどうか、という二つの観点から検討される⁽⁴¹⁾。判決文には、「免責の問題が法律上現実化している」とあるが（判旨2（3））、免責が出されるかどうかは不確実であるため、疑問である⁽⁴²⁾。「免責の問題が法律上現実化している」としても、免責後に債務者の任意弁済＋不当利得返還請求があるかどうか、が不確実である⁽⁴³⁾。したがって、①に引がかかる。また、Yは自然債務について争っていないため（受訴裁判所の見解〔その前提は自然債務説〕に同意している）、②にも引がかかる。以上から、確認の利益は否定すべきである。ところで、川嶋〔2025〕は、「訴えの利益は訴訟要件のうち職権調査事項に分類されるものであるが、審理原則に関しては弁論主義の適用があるとされる〔略〕。かかる判決をすることについての両当事者の同意は、確認の利益についての自白を含んでいると見うる」という⁽⁴⁴⁾。しかし、確認の利益それ自体に関する自白が観念されるのかは疑わしい。

（3） 本件は、結果としてX及びYの一部敗訴である。この場合、原則として、敗訴者負担の原則（民訴61条）に従い、それぞれが訴訟費用を負担する（民訴64条本文、参照）。しかし、「破産申立てがなされている」（判旨3）ことを理由に、Xが全部を負担させられている（民訴64条ただし書）。これも不当である。民訴64条ただし書は、訴訟費用を無理に分割してそれぞれを一部敗訴の者に負担させることが衡平を失する事案を想定してい

(39) 三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法〔第4版〕』〔Legal Quest〕（有斐閣、2023年）374頁〔垣内〕。

(40) 高橋宏志『民事訴訟法概論』（有斐閣、2016年〔2022年4刷補訂〕）79頁。

(41) 三木ほか・前掲注(39)374頁〔垣内〕、等。

(42) 棚橋・前掲注(16)156頁（注4）参照。

(43) 川嶋・前掲注(20)222頁、参照。

(44) 川嶋・前掲注(20)222頁（注12）。

る⁽⁴⁵⁾。Yに訴訟費用の一部を負担させることは、衡平を損なうのではなく、逆に近づく。そして、その全部を負担させることで、衡平が実現するのではないか。本来はYが全部敗訴の事件だからである。

(45) 秋山幹男 = 伊藤眞 = 垣内秀介 = 加藤新太郎 = 高田裕成 = 福田剛久 = 山本和彦 『コンメンタル民事訴訟法Ⅱ〔第3版〕』（日本評論社、2022年）36頁。